

証券コード8938
2022年7月13日

株 主 各 位

東京都港区赤坂一丁目12番32号
グローム・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 宮 下 仁

第30回定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会継続会（以下、「本継続会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。なお、ご出席の際は、お手数ながら同封の「第30回定時株主総会継続会出席票」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、本継続会は、2022年6月27日開催の第30回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、本総会において議決権を行使できる株主様と同一となりますことを申し添えます。

新型コロナウイルスの感染防止対策として、本継続会につきましても、本総会と同様に、適切な感染防止策を実施の上で、開催させていただくことといたしました。

来場される株主様への当社の対応については、次の通りを原則といたします。

- ・ご来場の際は、健康状態に充分ご留意いただき、マスクの着用をお願いいたします。
- ・会場にて受付をされる前に、検温（非接触型の体温計）にご協力いただくことがございます。発熱が確認された方、体調不良と見受けられる方には、運営スタッフからお声がけさせていただき、入場をお断りする場合があります。
- ・会場入り口において、アルコール消毒液のご使用等にご協力をお願いいたします。
- ・体調不良と見受けられる方に、運営スタッフがお声がけする場合やご退場をお願いする場合があります。
- ・座席は40席に限らせていただき、十分な間隔を空けてお座りいただけるよう配置いたします。万一40名以上が出席される場合には、先着順とさせていただきますので、ご容赦いただきますようお願いいたします。
- ・本継続会の議事は、時間を短縮して行わせていただく予定です。
- ・ご来場の株主様からのご質問は、原則お一人あたり3問といたします。

敬具

記

1. 日 時 2022年7月28日（木曜日）午前10時
 2. 会 場 東京都港区赤坂1丁目12番32号
アーク森ビル37階「アークヒルズクラブ」
(ご来場の際は、末尾の「株主総会継続会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。)
 3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第30期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
 2. 第30期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算
書類監査結果報告の件
- 以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「第30回定時株主総会継続会出席票」を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.glome-holdings.com>）に掲載いたしますのでご了承ください。

◎本開催ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第11条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.glome-holdings.com>）に掲載しておりますので、本開催ご通知添付書類には記載していません。

① 計算書類の「個別注記表」

② 連結計算書類の「連結注記表」

したがいまして、本開催ご通知添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部です。

本継続会の開催について

当社は、2022年5月12日付け「特別調査委員会の設置及び2022年3月期決算発表の延期に関するお知らせ」にてお知らせした通り、当社連結子会社であるグローム・マネジメント株式会社におきまして、不適切な取引が行われていた可能性があることを把握し、当社と利害関係を有しない中立・公正な外部の弁護士及び公認会計士から構成される特別調査委員会を設置いたしました。

調査結果については、2022年6月24日に公表した「特別調査委員会の調査結果受領のお知らせ」の通りでございますが、特別調査委員会による調査結果を踏まえて、過年度の有価証券報告書や四半期報告書への影響の有無を確認する必要があったため、本総会の招集ご通知に添付すべき第30期の事業報告、連結計算書類、計算書類、連結計算書類に係る会計監査報告、計算書類に係る会計監査報告、監査役会の監査報告をご提供できませんでした。

以上の理由により、報告事項「第30期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件」および「第30期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件」に関しまして、本継続会を開催し、本継続会で第30期決算報告をご報告するとともに、本継続会の開催日時および開催場所の決定を取締役会にご一任願うことにつきまして、本総会において株主の皆様にお諮りし、ご承認をいただきました。

そして、本総会後に開催された取締役会において、本継続会の開催日時および開催場所を決議するに至り、当社は、本継続会の開催のご通知（本書）を株主の皆様へ送付し、本継続会を開催させていただくこととなりました。

なお、本継続会は、本総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただく株主様は、本総会において議決権を行使できる株主様と同一となりますことを申し添えます。

株主の皆様には、多大なご迷惑、ご心配をおかけいたしますことを心からお詫び申し上げます。

以上

本継続会におけるライブ配信について

本継続会におきましては、株主の皆様のコロナ感染症対策も念頭に安全及び利便性を考え、ご来場いただけない株主様もインターネット等を用いて遠隔地等から本継続会当日の議事進行の様子をご視聴いただくことが可能な「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」（以下、「本バーチャル株主総会継続会」）を導入いたします。

参加を希望される場合は、下記事項をご確認くださいませようお願いいたします。

記

1. 本バーチャル株主総会継続会とは

- (1) ご来場になれない株主様がIDとパスワードによる株主確認を経て、「株主様専用ウェブサイト」で配信されるライブ中継動画を視聴するものです。

2. 参加の手続き

- (1) 本バーチャル株主総会継続会へ参加される株主様は、後記「3.」に記載のID（株主番号）とパスワードを後記「4.」の「株主様専用ウェブサイト」で入力してください。
- (2) 本バーチャル株主総会継続会で参加される株主様は、会社法で定める出席には当たりませんので、本バーチャル株主総会を通して、当日の質問はできません。

3. IDおよびパスワード

ID 株主番号（第30回定時株主総会継続会出席票に記載の8桁の半角数字）

パスワード 郵便番号（株主様のご登録住所の郵便番号7桁の半角数字）

4. 株主様専用ウェブサイト

アドレス <https://8938.ksoukai.jp>

5. その他

- (1) システム障害や通信環境等により映像や音声の乱れ、また一時中断などが発生する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 本バーチャル株主総会継続会参加に要する通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主様のご負担とさせていただきます。
- (3) 通信環境やシステム障害等により株主様が受けた不利益については、当社は一切責任を負いかねますので、ご了承ください。

- (4) 本バーチャル株主総会継続会に参加いただけるのは、当社株主名簿（2022年3月31日現在）に記載された株主様のみとさせていただきます。当該株主様以外のご参加はご遠慮ください。
- (5) 本バーチャル株主総会継続会につきましては、万全を期しておりますが通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により参加できない場合があるほか、状況によっては中止することがありますので、あらかじめご承知おきください。
- (6) 万一何らかの事情により中継を行わない場合は、「株主様専用ウェブサイト」ページにてお知らせいたします。
- (7) 本バーチャル株主総会継続会の配信画像の転用・転載は禁止いたします。

6. お問い合わせ先

本バーチャル株主総会継続会に関して、お電話によるお問い合わせ先は以下の通りです。

グローム・ホールディングス株式会社 総務チーム 03-5545-8101

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループの連結業績は売上高2,470百万円（前期比36.7%減）、営業利益340百万円（前期比9.7%減）、経常利益346百万円（前期比642.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益208百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失255百万円）となりました。

なお、2022年6月24日に受領した特別調査委員会の調査報告書を踏まえ、前連結会計年度も含めた決算訂正を行いました。

セグメントごとの経営成績は、次の通りです。

①医療関連事業セグメント

売上高2,079百万円(前期比44.9%増)、営業利益680百万円(前期比16.0%増)となりました。コロナ禍の下、アライアンス先に提供するサービスの重層化に遅れが生じたことにより、事業計画で想定した売上高及び営業利益は未達となりました。しかしながら、アライアンス先医療機関の施設数および、その保有病床数は、2021年3月末の43施設／4,062床から、2022年3月末の70施設／6,481床へ、事業計画を上回る27施設／2,419床の増加となりました。これに伴い、前期比では着実に売上高は拡大しました。

当連結会計年度末の医療関連事業セグメントに投下している連結ベースの主な資産は、以下の通りです。

- ・営業貸付金：1,078百万円
- ・短期貸付金：236百万円
- ・1年内回収予定の長期貸付金：167百万円
- ・長期貸付金：1,769百万円
- ・その他：322百万円

なお、2022年5月12日の特別調査委員会の設置、同19日のグローム・マネジメント株式会社代表取締役の解任、2022年6月24日に受領した特別調査委員会の調査報告書を踏まえ、医療関連事業の抜本的な再構築を行ってまいります。

②不動産関連事業セグメント

売上高391百万円(前期比84.2%減)、営業利益125百万円(前期比54.6%減)となりました。当連結会計年度末において、以下の不動産の賃貸事業を行っています。

- ・北海道釧路市所在の商業施設（当社にて保有）
- ・北海道留萌市所在の商業施設（当社にて保有）
- ・三重県多気郡所在の商業施設（連結子会社である合同会社PBTF1にて保有）

北海道釧路市と留萌市に所在の商業施設については、売却時期の見通しが立たないため、2022年4月1日に、販売用不動産から有形固定資産に保有目的を変更しています。これに伴い、北海道釧路市と留萌市に所在の商業施設の売却代金は2023年3月期からは売上に計上されなくなります。三重県の商業施設については、2022年6月10日に売買契約を締結し、2023年3月期には売却を終える方針であり、その後、連結子会社である合同会社PBTF1は清算予定です。これらに伴い、2024年3月期からは、不動産関連事業セグメントを廃止する予定です。

当連結会計年度末の上記商業施設に関わる残高は、以下の通りです。

- ・資産：販売用不動産1,839百万円
- ・負債：1年内返済予定の長期借入金310百万円
- ・負債：長期預り敷金保証金255百万円

③ その他

A.販売費及び一般管理費

医療関連事業の推進のため、積極的な人員強化を進めるにあたり、ストックオプションや業績連動型の賞与制度を導入しています。税制適格ストックオプションの発行に伴う株式報酬費用として92百万円（前期は8百万円）を計上しています。また、業績連動型の賞与制度として税金等調整前当期純利益の15%を従業員の賞与プールとしており、賞与引当繰入額として52百万円（前期はゼロ）を計上しています。

医療法人向け営業債権について、貸倒引当金戻入額として10百万円（前期は266百万円）を計上しています。なお、貸倒引当金戻入額を控除した場合の医療関連事業のセグメント利益は669百万円（前期は320百万円）となります。

B.持分法適用関連会社である株式会社DAホールディングス

2021年12月期に親会社株主に帰属する当期純利益121百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失975百万円）を計上しています。これに伴い、当社の所有割合29.5%に相当する35百万円を持分法による投資利益（前期は持分法による投資損失287百万円）として、当社は当連結会計年度に計上しています。株式会社DAホールディングスは、2016年12月期から2018年12月期に行われた事業を整理したことにより、2017年12月期から2020年12月期にかけて大幅な赤字を計上しましたが、2021年12月期以降の業績は概ね安定すると見込んでいます。

当連結会計年度末の株式会社DAホールディングスに関わる残高は、以下の通りです。

- ・株式会社DAホールディングスに対する投資有価証券：703百万円
- ・その連結子会社である株式会社DAインベストメンツに対する長期貸付金：258百万円

C.特別利益の明細

資産除去債務戻入益：77百万円（LCモールうれし野売却関連）
固定資産売却益：214百万円（LCモールうれし野売却関連）
受取保険金：10百万円（2020年2月4日設置の社内調査委員会関連）
移転補償料：84百万円（アーク森ビル内での事務所移転関連）
その他：2百万円

D.特別損失の明細

固定資産除却損：60百万円（アーク森ビル内での事務所移転関連）
関係会社清算損：8百万円（連結子会社2社の清算関連）
特別調査費用：116百万円（2022年5月12日設置の特別調査委員会関連）
（注1）
出資金評価損：0百万円
貸付金評価損：60百万円（社団法人貸付関連）
減損損失：3百万円（連結子会社備品関連）
違約金損失：45百万円（東大和事務所解約関連）
債務返還引当金繰入額：90百万円（2022年5月12日設置の特別調査委員会関連）（注1）

その他：3百万円

（注1）2022年6月24日に受領した特別調査委員会の調査報告書を踏まえ、当社の連結子会社グローム・マネジメント(株)が今後、アライア

ンス先1法人に対して返還する可能性のある金額を最大で90百万円と想定し、当連結会計年度において同額を債務返還引当金繰入額として計上しました。また、当連結会計年度において特別調査費用116百万円を計上しました。

E.清算もしくは休眠予定の連結子会社

グローム・ステイ株式会社：休眠予定です。

合同会社シアトル525：休眠予定です。

合同会社PBTF1：清算予定です。

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高1,848百万円に対して有利子負債の残高は310百万円となっています。当社グループの資金需要のうち、主なものは、新規に獲得するアライアンス先医療法人の一部に対して一定期間、資金支援の為、当社グループから行う貸付です。医療法人への貸付内容は、貸付先医療法人の財務・経営状況等により異なりますが、当社グループの自己資本で対応できると考えています。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は6百万円です。

主なものは、什器備品やIT関係費用です。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、有利子負債の返済を行いつつ、必要資金は自己資金により対応し、外部からの新たな資金調達は行っていません。

(4) 重要な組織再編等の状況

当連結会計年度において、グローム・プラス株式会社は休眠化しました。

また、以下の子会社を清算しました。

合同会社LCRF12 (2021年9月)

合同会社LCRF13 (2021年9月)

LC West Coast, Inc. (2021年12月)

LC Seattle 1 LLC. (2021年12月)

(5) 対処すべき課題

①内部統制体制の強化

当社は、当社連結子会社において2021年3月期第2四半期から2022年3月期に行われた不適切な取引を原因として2022年5月12日に特別調査委員会を設置し、同19日にグローム・マネジメント株式会社代表取締役を解任しました。同年6月24日に特別調査委員会から受領した調査報告書の結果を踏まえ、ここに至った事態を深く反省し、このような事態を発生させないよう、当社グループの内部統制体制の強化に努めます。

②財務体質の強化

当社は、2015年に開始したクラウドファンディング（撤退済）等に依拠した脆弱な財務戦略により2019年8月14日に「継続企業の前提に関する事項の注記」の記載を行いました（2019年11月14日に注記の記載解消済）。これに至った一連の事態を深く反省し、過去から明確に決別し、このようなことを二度と発生させないよう、また必要に応じてアライアンス先医療機関に対して資金的支援を機動的に行えるよう、当社グループの財務体質を強化するとともに、利用可能な資金の確保を行っていきます。

③医療関連事業の推進

前述の1. (1)「①医療関連事業セグメント」に記載の通り、アライアンス先医療機関の施設数および保有病床数を着実に拡大させてきました。スケールメリットを活かしながら、アライアンス先医療機関への経営指導を含むサービスを重層的に提供していきます。

④不動産関連事業からの撤退

不動産関連事業については既に大幅に縮小し、今後、完全に撤退する方針です。2022年3月末現在も所有する3件の商業施設について、時期は未定ながら順次売却を行う方針です。

なお、所有する3物件のうち、三重県多気郡所在の商業施設については、2022年6月10日に売買契約を締結し、同年6月30日に決済の予定です。

(6) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第27期 2018年度	第28期 2019年度	第29期 2020年度	第30期 (当連結会計年度) 2021年度
売 上 高	14,829	8,288	3,904	2,470
経常利益又は経常損失	1,502	△2,219	46	346
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失	1,003	△2,227	△255	208
1株当たり当期純利益 又は当期純損失	180.46円	△400.62円	△38.82円	23.09円
総 資 産 額	22,415	11,127	8,303	8,900
純 資 産 額	6,010	3,708	7,341	7,656

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用し、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっています。

(7) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
グローム・マネジメント株式会社	285百万円	100%	医療関連事業
グローム・ワークサポート株式会社	75百万円	100%	医療関連事業
グローム・ステイ株式会社	60百万円	100%	医療関連事業
グローム・プラス株式会社	50百万円	100%	医療関連事業
合同会社シアトル525	0.1百万円	100%	不動産関連事業
合同会社P B T F 1	0.1百万円	－	不動産関連事業
株式会社DAホールディングス(注1)	100百万円	29.5%	医療関連事業

(注1) 株式会社DAホールディングスは当社の持分法適用関連会社です。

(注2) 以下の4社を清算しており、連結の範囲から除外しています。

合同会社LCRF12 (2021年9月)

合同会社LCRF13 (2021年9月)

LC West Coast, Inc. (2021年12月)

LC Seattle 1 LLC. (2021年12月)

(注3) グローム・プラス株式会社は休眠しています。

(注4) グローム・ステイ株式会社と合同会社シアトル525は休眠予定です。

(注5) 合同会社PBTF1は清算予定です。

(8) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、当社、連結子会社6社並びに関連会社1社により構成されています。

①医療関連事業セグメント

当社グループは、アライアンス先医療機関への経営指導を含むサービスを重層的に提供することにより、アライアンス先が持続可能な医療機関として地域に密着・貢献し地域医療を担うことを支えるとともに、その対価として業務委託報酬等(当社グループの売上)を受領します。

具体的には、連結子会社において、アライアンス先医療機関(2022年3月末現在:70施設、6,481床)に対して、以下のサービスを提供して、もしくはサービスの提供を計画・検討しています。

<グローム・マネジメント株式会社>

- ・経営・管理・運営の指導
- ・他医療法人等との連携支援

- ・ 保険・医療・福祉関連の情報提供
- ・ 医療機器購入支援
- ・ 薬剤購入支援
- ・ 在庫管理支援
- ・ 給食事業支援
- ・ 貸金業全般
- ・ IT化支援
- ・ 不動産施設管理支援
- ・ 医療法人等の事業承継にかかる助言及び指導

< グローム・ワークサポート株式会社 >

- ・ 人事・労務を中心とした研修
- ・ 人事制度の構築支援
- ・ 諸規定の制定支援
- ・ 有料職業紹介
- ・ 事務業務の請負

当社の公表している「施設数」「病床数」は、

- ・ 有床診療所
- ・ 病院（介護医療院を含む）
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 特別養護老人ホーム
- ・ 介護療養施設
- ・ 有料老人ホーム（特定施設であるもの）

における認可病床数の合計であり、

- ・ 透析ベッド
- ・ サービス付高齢者向け住宅（特定施設でないもの）
- ・ グループホーム
- ・ ケアハウス

については、病床数の合計に含めていません。

なお、2022年3月末現在、

- ・ 無床診療所：10施設
 - ・ 有床診療所：10施設／188床
 - ・ 病院（介護医療院を含む）：36施設／4,883床
 - ・ 介護老人保健施設：14施設／1,410床
- 合計：70施設／6,481床となっています。

病院4,883床の分類は、

- ・一般：1,211床
- ・療養：1,087床
- ・精神：2,316床
- ・介護医療院：269床

となります。

②不動産関連事業セグメント

不動産関連事業については既に大幅に縮小し、今後、完全に撤退する方針ですが、2022年3月末現在、以下の不動産の賃貸事業を当社グループにおいて行なっています。

- ・北海道釧路市所在の商業施設
- ・北海道留萌市所在の商業施設
- ・三重県多気郡所在の商業施設

(9) 主要な営業所等（2022年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区赤坂1丁目12番32号

(10) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

事業セグメント	従業員数	前期末比増減
医療関連事業	47名	9名増
不動産関連事業	0名	1名減
全社(共通)	15名	6名増
合計	62名	14名増

- (注) 1. 医療関連事業の従業員数が前期末と比べ9名増加していますが、その主な理由は、法務に関する業務を行う部門を当社に集約し、全社共通業務を行う部門として「全社(共通)」に算入したことによる人員減以上に業容拡大に伴う期中採用が増加したことによるものです。
2. 不動産関連事業の従業員数が前期末と比べ1名減少しておりますが、「不動産関連事業」には専属の人員を配置しておらず、「全社(共通)」の従業員が兼務しているため0名としています。
3. 全社(共通)の従業員数が前期末と比べ6名増加していますが、その主な理由は、法務に関する業務を行う部門を当社に集約し、全社共通業務を行う部門として「全社(共通)」に算入したこと、および期中採用による増加によるものです。

(11) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
(株) 横浜銀行	302百万円
(株) 東和銀行	7百万円

(注) 借入金残高は長期借入金及び短期借入金の合計残高金額です。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 17,070,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,051,000株
- (3) 株主数 1,577名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
HK BEIDA JADE BIRD INVESTMENTS LIMITED	3,040,600株	33.59%
金子修	968,800株	10.70%
普濟堂株式会社	611,000株	6.75%
吉岡裕之	430,000株	4.75%
田中龍平	400,000株	4.41%
江川源	381,000株	4.20%
青山英男	172,400株	1.90%
a u カ ブ コ ム 証 券 株 式 会 社	168,500株	1.86%
黄俊利	150,000株	1.65%
株式会社リジェンワークス	140,900株	1.55%

(注) 持株比率は自己株式（570株）を控除して計算しています。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2020年6月26日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数

240個

- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式 24,000株（新株予約権1個につき100株）

- ・新株予約権の払込金額

要しない

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり 104,000円（1株当たり1,040円）

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使に際して株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じるときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使に際して株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

- ・新株予約権を行使することができる期間
2022年7月1日から2030年6月25日まで
- ・新株予約権の行使の条件
権利行使時における条件は設定しない。当社の取締役の地位にあることを要しない。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役	240個	24,000株	3名

(注) 取締役には社外取締役は含まれておりません。

2021年6月29日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
400個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数
普通株式 40,000株 (新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の払込金額
要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権1個当たり 171,000円 (1株当たり1,710円)
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じるときは、その端数を切り上げる。
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
2023年7月1日から2031年6月28日まで
- ・新株予約権の行使の条件
権利行使時における条件は設定しない。当社の取締役の地位にあることを要しない。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役	400個	40,000株	2名

(注) 取締役には社外取締役は含まれておりません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として子会社役員等に対し交付した新株予約権の状況

2021年6月29日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

1,695個

・新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式 169,500株 (新株予約権1個につき100株)

・新株予約権の払込金額

要しない

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり 171,000円 (1株当たり1,710円)

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使に際して株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じるときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使に際して株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

・新株予約権を行使することができる期間

2023年7月1日から2031年6月28日まで

・新株予約権の行使の条件

権利行使時における条件は設定しない。但し、当社の従業員又は当社子会社の従業員が割当てを受けた場合には、権利行使時において、当社若しくは当社子会社の取締役又は当社若しくは当社子会社の従業員の地位にあることを要する。

・子会社役員等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
子会社の取締役	300個	30,000株	3名
当社又は当社子会社の従業員	1,395個	139,500株	49名

(注) 2022年3月31日現在において交付時より新株予約権の数が75個、交付者数が3名減少していますが、減少の理由は従業員の退職によるものです。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮 下 仁	グローム・ワークサポート(株) 代表取締役社長
取 締 役	橋 本 和 久	グローム・マネジメント(株) 代表取締役社長
取 締 役	山 口 公 明	
取 締 役	何 清	
取 締 役	徐 柱 良	
常 勤 監 査 役	金 重 凱 之	
監 査 役	堂 野 達 之	
監 査 役	松 野 直 徒	

- (注) 1. 取締役何清氏及び徐柱良氏は、社外取締役です。
2. 監査役堂野達之氏及び松野直徒氏は、社外監査役です。
3. 当社は、監査役堂野達之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
4. 社外役員の重要な兼職の状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「(6)社外役員に関する事項」に記載しています。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりです。

氏名	退任日	理由	退任時の地位
関 栄光	2021年6月29日	任期満了	社外取締役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めています。当該定款に基づき、当社と取締役何清氏及び徐柱良氏の2氏並びに監査役堂野達之氏及び監査役松野直徒氏の2氏と、それぞれ損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額です。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当する契約はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及びすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しています。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に更新しています。次回更新時には同内容での更新を予定しています。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しています。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

A. 個人別の報酬等のうち、次の事項 (a.~d.) の決定に関する方針

a.業績連動報酬等について業績指標の内容・額または算定方法

当社は不動産関連事業から医療関連事業への大転換を行なっている最中であり、業績指標に連動した報酬は、現時点では行わない。

b.非金銭報酬等（株式報酬、ストック・オプション）の内容・額（数）または算定方法

当社グループの中長期的な業績向上へのインセンティブとする為に、ストック・オプションの総額をAとし、取締役に付与する。

取締役に付与する個人別の額は代表取締役社長に一任する。

収益とリスクのバランスに優れた経営を行う為、社外取締役は過度な業績指向へのブレーキ役を担うことから、社外取締役にはストック・オプションを付与しない。

c. その他の報酬（＝確定額報酬等（a. b.以外の報酬））の額または算定方法

確定額役員報酬は総額をBとして、代表取締役社長に一任する。

d. a. b. c.の割合（構成比率）の決定に関する方針

取締役の個人別ストック・オプション付与額と確定額報酬の比率はA：Bを概ねの基準として、代表取締役社長に一任する。

B. 報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

ストック・オプションの付与時期は、定時株主総会の終了後1年以内に付与候補者と割当契約を締結した上で付与するものとする。

確定額役員報酬は、年間報酬額の1/12を月額で支払う。

C. 報酬等の内容の決定方法（以下は、取締役その他の第三者に委任する場合）

取締役の個人別ストック・オプション付与額および確定額役員報酬の額の決定の委任を受ける者は、代表取締役社長とする。

D. その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項

該当事項はありません。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	62	40	－	22	6
(うち社外取締役)	(4)	(4)	(－)	(－)	(3)
監査役	10	10	－	－	3
(うち社外監査役)	(4)	(4)	(－)	(－)	(2)
合計	73	51	－	22	9
(うち社外役員)	(9)	(9)	(－)	(－)	(5)

- (注) 1. 上表には、2021年6月29日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役1名）を含んでいます。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
3. 業績連動報酬等にかかる報酬は「① A. a. 業績連動報酬等について業績指標の内容・額または算定方法」に記載の通りで、現時点では行われていません。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の新株予約権であり、割当ての際の条件等は、「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」の通りです。また、当事業年度における保有状況は「3. (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載しています。

5. 取締役の金銭報酬の額は、2019年10月29日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内（うち、社外取締役年額20百万円以内）と決議しています（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は5名）です。また、金銭報酬とは別枠で、2021年6月29日開催の第29回定時株主総会において、株式報酬の額として年額80百万円以内、株式数の上限を年40,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しています。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、3名です。
6. 監査役の金銭報酬の額は、2019年10月29日開催の臨時株主総会において年額40百万円以内と決議しています。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
7. 取締役会は、代表取締役社長宮下仁に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役へのストック・オプションの付与額の決定を委任しています。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためです。

(6) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役である何清氏は北京北大青島有限責任会社の副総裁及び金山エネルギーグループ有限公司の執行董事です。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役である徐柱良氏は金山エネルギーグループ有限公司の執行董事兼董事局主席です。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役である堂野達之氏は、堂野法律事務所の所長です。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役である松野直徒氏はNPO法人Life Bridge Japanの副理事長、国立大学法人旭川医科大学外科学講座及び同大学移植医工学治療開発講座の特任教授です。当社連結子会社のグローム・マネジメント株式会社と医療法人の経営及び運営全般に係わる助言及び指導等に関する顧問契約を締結しています。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況及び期待される役割に対して行った職務の概要
社外取締役	何 清	2021年6月に就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のうちすべてに出席しました。 企業財務及び企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有していることから、経営全般に対する有効な助言をいただけることを期待してご就任頂き、取締役会において、企業経営の豊富な経験と実績を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。
社外取締役	徐 柱良	当事業年度に開催された取締役会20回のうちすべてに出席しました。 海外における企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有していることから、経営全般に対する有効な助言をいただけることを期待してご就任頂き、取締役会において、海外における企業経営の豊富な経験と実績を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。
社外監査役	堂野 達之	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回、監査役会13回のうち12回に出席しました。 弁護士として、主に株主総会指導、M&A、コンプライアンス指導という企業活動の根幹に関わる分野でご活躍されてきており、弁護士としての高い見識から経営全般に対する監視と有効な助言をいただけることを期待してご就任頂き、取締役会において、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。 また、監査役会において、監査結果についての意見交換等、必要な発言を適宜行っています。
社外監査役	松野 直徒	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回、監査役会13回のうちすべてに出席しました。 医師として、また医科大学の教授としての豊富な経験、幅広い見識を有していることから、医療機関の経営及び運営全般に係わる助言及び指導を頂けることを期待してご就任頂き、取締役会において、医師としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。 また、監査役会において、監査結果についての意見交換等、必要な発言を適宜行っています。

④親会社または子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤社外役員に関する記載内容に対する当社社外取締役からの意見

上記①～④に掲げる事項の記載内容に対して、社外取締役からの意見は特にありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

赤坂有限責任監査法人

- (注) 赤坂有限責任監査法人から2022年7月28日に開催される定時株主総会継続会終結の時をもって退任する旨の退任通知を2022年6月27日に受領しています。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る報酬等の額	47百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	47百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額は合計額で記載しています。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当事業年度に係る報酬等の額は訂正報告監査に係る17百万円を含んでおります。上記の他、前事業年度に係る追加報酬10百万円と当事業年度に係る追加報酬12百万円があります。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

[業務の適正を確保するための体制整備に関する基本的な考え方]

当社は、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を定め、企業集団としての業務の適正を確保するための体制を整備し、グローーム・グループとして、企業の社会的責任及び株主その他の利害関係人との関係を考慮しつつ、企業価値の向上を図るとともに、当社においての業務の適正を確保するための体制を構築することに努めることとしています。

[業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要]

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」に則り、業務の適正を確保するための体制の適切な運用を図ることと、その継続的な改善に努めています。

① 取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

[体制]

当社は、当社及び子会社から成る企業集団（以下「グローーム・グループ」という。）を統括し、経営管理上の監督機能を担う持株会社としてグループ統治を行うとともに、当社において取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築する。

A.当社では、取締役会がグローーム・グループの経営に関する基本方針を決定し、基本方針の執行を監督する義務を果たす。取締役は、法令を遵守し、善管注意義務を尽くして基本方針に基づき職務を執行する。また、取締役は、各組織機能の役割と連携に留意しつつ、グローーム・グループにおける情報の共有と株主及び社会への適切な情報を適時に開示する。

B.取締役は、グローーム・グループが、医療関連事業に携わり、アライアンス先医療機関利用者及び関係者のみならず、社会からの信頼と信用を得ていくため、医療機関経営のための適切な情報及びサービスを、創造・提供するための経営基盤と企業風土を形成する。

C.コンプライアンスに関するルールは、取締役会が決議するコンプライアンス規程で定め、子会社も含め全役職員に適用する。運用は、コンプライアンス委員会が対応し、同委員会を中心に教育・啓発を行い、コンプライアンス経営の実践に努める。

D.取締役会は、当社及びグローーム・グループ各社について、法令の遵守、財務報告の信頼性確保、業務の効率化、資産の保全等の観点から、有効かつ実効的な内部統制が確保されるよう体制の整備を行う。

- E.当社は、稟議等により業務を遂行するに際して決裁を受ける場合は、審査等を行う関係各部門に回付され、法令・規則及び社内規程等への違反がないか確認するプロセスを確立し、回付部門からの質問又は指摘を受ける仕組みとなっている。
- F.内部監査部門を設置し、内部監査を実施することにより、内部統制の有効性と妥当性の確保に努めている。
- G.当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした姿勢で対応し、それらの勢力とは一切の関係を持たないように努めている。
- 具体的な取り組みとして、
- ・反社会的勢力対応規程を制定し、反社会的勢力への対応についてのルールを明確化し、社内への周知と教育を行う。
 - ・契約書を作成する場合は、暴力団排除条項を導入する。
 - ・反社会的勢力との関係を持たないように外部と各種取引を行う場合は、反社会的勢力でないか調査を行う。
- H.内部通報規程を制定し、コンプライアンス違反の発見と内部通報者の保護を行う。
- I.ビジネス倫理と法令遵守を推進するため、コンプライアンスに関する情報提供と啓発を目的として、当社及び子会社の役職員に対して、定期的に研修を実施する。

[運用状況の概要]

- A.当社は、事業の基本方針を策定し、経営方針を開示の上、企業集団全体の事業活動を統括し、経営を推進しています。また、経営の監督を行う取締役会は5名中2名を社外取締役により構成し、経営執行の監視を行っています。
- B.当社は、グローム・グループとして、医療関連事業を事業の中核に据え、地域医療を担う医療機関の健全な経営を実現するために経営資源を集中させながら、適切な情報及びサービスを提供することに努めています。
- C.グローム・グループ全社に適用される「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス委員会が、社員研修を主催し、継続的に社員教育を実施し、法令遵守と企業倫理に基づく行動を徹底することに努めています。
- D.内部統制各担当分野に関する責任部門を「関係会社管理規程」において連携推進部署として定め、グローム・グループ各社の内部統制に関する連携と推進を行っています。

- E.電子稟議システムを導入し、「稟議申請規程」に定められた決裁者の決裁を受ける場合には、各専門分野の視点から審査を行うために回付され、法令・規則及び社内規程等への違反がないか確認するプロセスを確立し、その手続き状況を効率的かつ確実に記録しています。
- F.業務部門から独立した監査専門機関として内部監査室を設置し、公認内部監査人資格を有する監査員が内部監査計画に基づき内部監査を実施しています。
- G.反社会的勢力との取引排除のため「反社会的勢力取引排除等規程」を制定し、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たないように努めています。このため、反社会的勢力への対応についてのルールを明確化し、外部と各種取引を行う場合は、反社会的勢力との関係を持たないように反社会的勢力でないか調査を行い、契約書を交わす場合は、暴力団排除条項を導入することとしています。
- H.グローム・グループ全社に適用される「内部通報規程」を制定し、退職後1年以内の者を含め、全役職員から通報・相談を受け付け、通報者・相談者についての秘密保持と個人情報保護を徹底するほか、不当な差別を禁止した上で、グループ各社での不正行為等のリスク情報の収集と調査並びに是正の対応を行うことができる体制を構築しています。
- I.コンプライアンスに関する情報提供と啓発を行うため、グローム・グループの全役職員を対象にした研修を継続的に実施し、ビジネス倫理と法令遵守の実践を推進しています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

[体制]

当社は、文書管理規程を定め、株主総会議事録、取締役会議事録等の文書を書面又は電磁的記録媒体に記録・保存の上、情報の保存及び管理を適正に行う。また、使用人に対する教育・モニタリングを実施するとともに、情報の安全な保存管理と情報共有の両面を実現するために、電磁的な記録システムを導入し、情報の適切な管理と利活用を行う。

[運用状況の概要]

当社は「文書管理規程」を制定し、作成した株主総会、取締役会等の重要会議の議事録等の重要文書を、適宜、書面及び電磁的記録方式を用いて安全に保存及び管理しています。また、電子稟議システムも導入し、重要案件の決裁と決裁文書の保管及び管理に関しての手続きを明瞭化かつ効率化するとともに、関係文書の安全な保管に努めています。

③ 会社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

[体制]

グローム・グループ全体に適用されるリスクマネジメント規程を制定し、リスク管理統括責任者およびリスク管理責任者を配置し、原則毎週開催される経営企画会議にてリスク管理責任者がリスクに関する報告を行うことにより、事業や業務の目標・目的の達成に影響を与え、物理的、経済的若しくは信用上の損失または不利益を生じさせる事象を発生させる可能性のあるリスクについて、適切な対応と会社損失の最小化に努め、事業の継続と企業としての信頼性確保を図ることとする。

また、リスク情報については、当社への情報伝達とグループ各社と当社が連携して適切なリスクへの対応措置をとることとする。

[運用状況の概要]

リスク管理体制を強化し、確実な運用が図られるように当期において「リスクマネジメント規程」を改定し、グローム・グループ各社のリスクに関する情報は、当社代表取締役社長がリスク管理統括責任者、グローム・グループ各社の主要部門からの経営企画会議参加者がリスク管理責任者となり、情報収集を実施し、定期的に経営企画会議で報告されることに変更しています。なお、リスクの高い事項等については適宜、取締役会に付議され、迅速に適切なリスク対応を行うことに努めることとしています。

④ 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

[体制]

当社は、取締役会がグローム・グループの経営の基本方針と戦略並びに重要な業務執行に係る事項を決定し、各取締役が職務を執行するという機関相互間における役割分担と連携により、職務執行の集中と効率化を図る。

A.経営計画において、毎年度の基本的方針及び計画を定め、これを軸とした計画・実施・統制・評価というマネジメントサイクルを展開する。

B.代表取締役と各部門責任者によるミーティングを随時行い、情報の共有化と、効率的な業務執行を図る。また、グローム・グループ各社の規程体系を整備・運用することにより、組織運営を円滑化し、業務を有効かつ適切に行える体制を構築し、職務執行の効率化を図り、かつ職務執行の法令及び定款への適合を確保する。

[運用状況の概要]

当社は、中期経営計画を策定・開示し、そこで明示された経営の基本方針に基づき、グローム・グループ各社の事業責任者が経営管理を行い、当社の代表取締役が参加する定例及び随時のミーティングにおいて情報の共有化と方向性の確認を行っているほか、取締役会において事業の推進状況について監視し、計画と実績との差異分析等に基づき適切に対応することに努めています。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
〔体制〕

- A.当社は、関係会社管理規程を制定し、子会社の特性及び規模等にも配慮して、グローム・グループとしての業務の適正を確保する体制を構築する。また、当社は持株会社として、グループ全体を統一的に管理する事項と各子会社に応じて管理する事項を見極め、グローム・グループにおける業務の適正を確保するため、重要事項の決裁体制、リスク管理、情報伝達、モニタリング体制等の企業集団のガバナンスの充実を柱とする体制を構築する。また、当社は、当社企業集団のガバナンスに係る重要事項、並びに当社と子会社間の重要な取引につき、当社取締役会の付議事項としている。
- B.当社は、グローム・グループ各社の事業状況、財務状況等について、当社取締役会に報告することを求めている。また、関係会社に対する情報等の全般を統轄する経営企画管理室の責任者は、必要がある場合には関係会社に連絡会の開催を求めることができる。

〔運用状況の概要〕

- A.子会社の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を制定し、子会社の業務統制上、必要な支援とモニタリングを行っています。また、各子会社の事業及び経営管理とコンプライアンス、内部統制の維持・向上を推進するための各専門業務分野に関する責任部門を当社と子会社に設置し、グループ各社に対して必要な指導を行い、業務が適正に実施されるように努めています。
- B.当社の定例取締役会では、グローム・グループ各社の事業状況、財務状況、その他重要事項等について報告が行われ、グループ経営に大きな影響のある案件は必要に応じて決議事項として付議されています。
- ⑥ 監査役会の職務を補助すべき使用人に関する体制

〔体制〕

当社は、監査役会事務局として内部監査室が監査役会の業務を補助する。

〔運用状況の概要〕

監査役会の事務局として内部監査室及び総務チームが監査役会の業務の補助を行うとともに、監査役会は会計監査人及び内部監査室と監査の実施状況に関して意見交換を行うなど連携を図っています。

- ⑦ 上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役会の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

[体制]

当社は、内部監査室の人選にあたっては、代表取締役は常勤監査役の意見を聞く。また、内部監査規程において、監査役会の職務を補助すべき使用人は、監査役会の要請に基づき補助を行う際は、監査役会の指揮命令に従うものと定める。

[運用状況の概要]

内部監査室の人員の選任の際は、常勤監査役が候補者と直接面談するなどし、意見を述べています。また、「内部監査規程」に、「内部監査室長は、監査役会の要請に基づき補助を行う際は、監査役会の指揮命令に従うものとする。」旨の規定を記載しています。

- ⑧ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

[体制]

当社は、取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者から監査役への報告する以下の体制を整備する。

- A. 監査役が、当社の社内会議への出席等が必要と判断した場合の会議への出席、及びそれら会議の議事録の閲覧、監査に関する体制
 - B. 当社の監査役が当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して質問し、または書類若しくは資料の提出を求めた場合の取締役、監査役及び使用人の対応に関する体制
 - C. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査役会または監査役に対して報告する体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人から報告を受けた当社の取締役または使用人が当社の監査役会または監査役に対して報告する体制
 - D. 監査役又は監査役会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- コンプライアンスに抵触する行為等について監査役会への適切な報告体制を確保するとともに、通報者が通報したことにより不利な取扱いを受けないようにする。

[運用状況の概要]

- A. 監査役は取締役会をはじめ、重要な社内会議に出席するとともに議事録及び重要な決裁事項に係る稟議書の内容の確認を行っています。
- B. 監査役は、重要決裁案件に関するすべての稟議書の閲覧を行い、取締役及び使用人ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人は当社の監査役に説明や資料の提出を行っています。
- C. 重要な業務執行については担当役員・担当部門が適宜適切に監査役に連絡するほか、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告します。
- D. 当社の常勤監査役がグローム・グループにおける内部通報の受付窓口の一つとされ、内部通報等の報告を監査役等受付窓口にしたことを理由として不利な取扱いを受けないように「内部通報規程」に明示し、運用されています。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

[体制]

監査役が監査役監査の実施について生じる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求した場合は、会社は、監査役の監査業務について生じたものでないと認められない場合を除き、その費用を負担する。

[運用状況の概要]

監査役の職務の執行について生じる費用または債務については、社内ルールに従って適切に支払の処理を行っています。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

[体制]

監査役は、代表取締役をはじめ、他の取締役及び各使用人から、適宜個別のヒアリングや意見交換を実施することができる。

[運用状況の概要]

監査役は、重要会議に出席するほか、グローム・グループ各社の代表取締役、他の取締役及び使用人と小規模組織の特性を活かし、日常的に連絡を取り、必要な情報の収集や意見交換を行っています。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のありかたに関する基本方針については、特に定めていません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

親会社株主に帰属する当期純利益の概ね15%に相当する金額を、期末配当として年1回、配当することを基本方針とします。この基本方針に基づき、当期の期末配当については、1株当たり6円としました。

(注) 本事業報告に記載しています金額及び数値については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示し、また、消費税等は含まれていません。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,359	流動負債	311
現金及び預金	1,220	1年内返済予定の長期借入金	7
売掛金	1	未払法人税等	77
販売用不動産	1,388	賞与引当金	14
短期貸付金	647	その他	212
1年内回収予定の長期貸付金	1,150	固定負債	224
未収入金	353	資産除去債務	18
その他	75	長期預り敷金保証金	206
貸倒引当金	△478	負債合計	536
固定資産	3,525	(純資産の部)	
有形固定資産	100	株主資本	7,250
建物	80	資本金	3,049
工具、器具及び備品	20	資本剰余金	3,012
無形固定資産	2	資本準備金	3,012
ソフトウェア	1	利益剰余金	1,189
その他	0	利益準備金	74
投資その他の資産	3,422	その他利益剰余金	1,115
関係会社株式	1,269	繰越利益剰余金	1,115
長期貸付金	2,621	自己株式	△0
繰延税金資産	15	新株予約権	97
敷金及び保証金	59	純資産合計	7,348
その他	62		
貸倒引当金	△605	負債純資産合計	7,885
資産合計	7,885		

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		222
売上原価		118
売上総利益		104
販売費及び一般管理費		523
営業損失		△419
営業外収益		
受取利息	81	
その他の	5	86
営業外費用		
支払利息	2	
貸倒引当金繰入額	40	
資金調達費用	1	
その他の	4	48
経常損失		△380
特別利益		
資産除去債務戻入益	77	
固定資産売却益	214	
受取保険金	10	
移転補償金	84	
その他の	2	389
特別損失		
固定資産除却損	60	
特別調査費用	116	
出資金評価損	0	
違約金損失	45	
その他の	0	223
税引前当期純損失		△214
法人税、住民税及び事業税	△97	
法人税等調整額	8	△89
当期純損失		△125

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資本金	資本 剰余金	利 益 剰 余 金		自己 株式	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	3,049	3,012	74	1,240	△0	7,375
当 期 変 動 額						
自己株式の取得					△0	△0
当 期 純 損 失				△125		△125
株主資本以外の項目の当期変動額 (純 額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	△125	△0	△125
当 期 末 残 高	3,049	3,012	74	1,115	△0	7,250

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	8	7,384
当 期 変 動 額		
自己株式の取得		△0
当 期 純 損 失		△125
株主資本以外の項目の当期変動額 (純 額)	89	89
当 期 変 動 額 合 計	89	△36
当 期 末 残 高	97	7,348

会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年6月27日

グローム・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人
東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 荒川 和也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 黒崎 知岳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、グローム・ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められ

ているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第30期事業年度における取締役の職務の執行に関して、監査いたしました。その方法及び結果につき、以下の通り報告いたします。

記

1. 監査役会及び監査役の監査の方法及びその内容

監査役会は、取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2022年6月27日

グローーム・ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 金 重 凱 之 ㊞

社外監査役 堂 野 達 之 ㊞

社外監査役 松 野 直 徒 ㊞

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,624	流動負債	968
現金及び預金	1,848	1年内返済予定の長期借入金	310
売掛金	99	未払法人税等	121
営業貸付金	1,078	賞与引当金	52
商品及び製品	7	債務返還引当金	90
販売用不動産	1,839	その他	393
原材料及び貯蔵品	0	固定負債	275
短期貸付金	236	資産除去債務	18
1年内回収予定の長期貸付金	180	長期預り敷金保証金	255
その他	478	その他	1
貸倒引当金	△143		
固定資産	3,275	負債合計	1,243
有形固定資産	122	(純資産の部)	
建物及び構築物	86	株主資本	7,566
土地	10	資本金	3,049
その他	25	資本剰余金	3,012
無形固定資産	7	利益剰余金	1,504
その他	7	自己株式	△0
投資その他の資産	3,145	その他の包括利益累計額	△5
投資有価証券	703	為替換算調整勘定	△5
長期貸付金	2,487	新株予約権	97
繰延税金資産	25	非支配株主持分	△2
敷金及び保証金	65		
その他	322	純資産合計	7,656
資産合計	8,900	負債純資産合計	8,900

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		2,470
売上原価		905
売上総利益		1,564
販売費及び一般管理費		1,223
営業利益		340
営業外収益		
受取利息	3	
持分法による投資利益	35	
その他	10	49
営業外費用		
支払利息	5	
資金調達費用	28	
その他	9	43
経常利益		346
特別利益		
資産除去債務戻入益	77	
固定資産売却益	214	
受取保険金	10	
移転補償金	84	
その他	2	389
特別損失		
固定資産除却損	60	
関係会社清算損	8	
特別調査費用	116	
出資金評価損	0	
貸付金評価損	60	
減損損失	3	
違約金損失	45	
債務返還引当金繰入額	90	
その他	3	388
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益		347
税金等調整前当期純利益		347
法人税、住民税及び事業税	106	
法人税等調整額	20	126
当期純利益		220
非支配株主に帰属する当期純利益		△11
親会社株主に帰属する当期純利益		208

連結株主資本等変動計算書

(2021年 4 月 1 日から)
(2022年 3 月 31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,049	3,012	1,296	△0	7,357
当 期 変 動 額					
自己株式の取得				△0	△0
親会社株主に帰属する当期純利益			208		208
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	208	△0	208
当 期 末 残 高	3,049	3,012	1,504	△0	7,566

	その他の包括利益累計額		新株 予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額 合計			
当 期 首 残 高	△11	△11	8	△13	7,341
当 期 変 動 額					
自己株式の取得					△0
親会社株主に帰属する当期純利益					208
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6	6	89	11	106
当期変動額合計	6	6	89	11	315
当 期 末 残 高	△5	△5	97	△2	7,656

連結計算書類に係る会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年6月27日

グローム・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人
東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 荒川 和也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 黒崎 知岳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、グローム・ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローム・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分

かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について、監査いたしました。その方法及び結果につき、以下の通り報告いたします。

記

1. 監査役会及び監査役の監査の方法及びその内容

監査役会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

2. 監査の結果

会計監査人 赤坂有限責任監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月27日

グローム・ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 金重 凱之 ⑩

社外監査役 堂野 達之 ⑩

社外監査役 松野 直徒 ⑩

以上

株主総会継続会会場ご案内図

会 場 東京都港区赤坂1丁目12番32号
アーク森ビル37階「アークヒルズクラブ」
電話 03-5562-4110（直通）



※アーク森ビルへの入館の際には、1階受付にて身分証明証（写真付き）をご提示の上、行先（37階アークヒルズクラブ）をお伝えして頂きますと入館証が発行されます。
また、お帰りの際にはアークヒルズクラブ受付にて、入館証にサインが必要となりますのでご留意下さい。

交通のご案内

〈交通〉

東京メトロ南北線	「六本木一丁目」駅	3番出口より徒歩約3分
東京メトロ銀座線	「溜池山王」駅	13番出口より徒歩約5分
都営バス	「赤坂アークヒルズ前」	新橋から約10分、下車後
都01系統新橋駅～渋谷駅		徒歩1分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。